

# 議員全員協議会会議録

令和4年9月26日

宮古市議会

## 令和4年9月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(9月26日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
その他	17
閉 会	27

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和4年9月26日（月曜日） 午後1時00分  
場 所 議事堂 議場

---

○

---

事 件

〔説明事項〕

(1) キャトルにかかる権利取得について

出席議員（20名）〔議席番号〕

1番	畠山智章君	2番	田代勝久君
3番	古舘博君	4番	中嶋勝司君
5番	今村正君	6番	白石雅一君
7番	木村誠君	8番	西村昭二君
9番	畠山茂君	10番	小島直也君
11番	鳥居晋君	12番	洞口昇一君
13番	伊藤清君	14番	高橋秀正君
15番	工藤小百合君	16番	坂本悦夫君
18番	落合久三君	20番	田中尚君
21番	竹花邦彦君	22番	橋本久夫君

欠席議員（2名）

17番	長門孝則君	19番	松本尚美君
-----	-------	-----	-------

説明のための出席者

〔説明事項〕（1）

市長	山本正徳君	副市長	桐田教男君
総務部長	若江清隆君	企画部長	多田康君
公共交通担当部長	山崎政典君	産業振興部長	伊藤重行君
都市整備部長	藤島裕久君	都市計画課長	盛合弘昭君

議会事務局出席者

次長	前川克寿	主査	小笠原長生
主査	南舘亜希子		

## 開 会

午後1時00分 開会

○議長（橋本久夫君） それではただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は20名でございます。会議は成立しております。本日の案件は説明事項1件となります。

○

### 説明事項（1）キャトルに係る権利取得について

○議長（橋本久夫君） それでは説明事項の1キャトルに係る権利取得についてを説明願います。

○市長（山本正徳君） 議長。

○議長（橋本久夫君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） はい。キャトルに係る市の取組につきまして説明をいたします。8月29日の議員全員協議会におきまして説明したところであります。このたび破産手続に係る関係者との協議が具体的に進みましてことから、本件に係る権利取得や今後の進め方について説明をさせていただくものでございます。議会最終日には補正予算の提案を予定いたしております。どうぞよろしく願いいたします。この後の説明につきましては担当のほうより説明をさせていただきます。

○議長（橋本久夫君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） それでは私のほうから、キャトルに係る権利取得について説明させていただきます。座って説明させていただきます。1ページをお願いいたします。まず破産手続についてであります。8月29日の議員全員協議会で説明した内容の繰り返しになりますけれども、状況を確認いただきたいことから、いま一度説明させていただきます。宮古市が権利を取得しようとする対象は、株式会社キャトル宮古が所有していた建物4棟と、キャトル本体6階建ての店舗が位置する土地になります。3ページのほうをご覧ください。赤線で囲われた範囲での再開発を見込んでいます。その中で、朱色に色づけされた部分が、株式会社キャトル宮古が所有していた建物4棟になります。中央部の鉄骨6階建キャトル本体、店舗になります。図面左手、出逢い橋付近に位置します鉄骨6階建ての立体駐車場、それからキャトル本体店舗の左下に位置します。平屋の貯蔵所。右下の駅前広場からキャトル本体の店舗に接続します鉄骨二階建ての通路棟です。そして、キャトル本体が立地しています土地になります。土地は栄町5-1と5-2であり、どちらも地目は宅地となっています。1ページに戻っていただきまして、抵当権の対象となっている建物と土地についてです。先ほど申し上げた株式会社キャトル宮古が所有していた建物4棟のうち、店舗であったキャトル本体の1棟と、その土地の2筆に共同の抵当権が設定されています。土地の所有者は栄町5-1が坂本清三氏、栄町5-2が有限会社坂栄となっており、建物とは異なる方の所有となっております。繰り返しになりますが、キャトル本体の店舗と、その建物建っている場所の土地の2筆をセットとした、共同の抵当権が設定されている状況にあります。抵当権の内容は、極度額が1億2,000万円。債権の範囲は、保証委託取引、債務者は株式会社キャトル宮古、根抵当権者は岩手県信用保証協会となっています。2ページに移ります。冒頭説明しました、株式会社キャトル宮古が所有していた建物4棟と、キャトル本体の店舗が位置する2筆の土地の権利取得のためには、先ほどの抵当権の抹消と差押えの解除が必要になります。建物と土地の抵当権の抹消には、求償債権と遅延損害金からなる、代位弁済金、及びかかる経費が必要となります。また、新たに判明した事項としまして、キャトル本体の建物には差押えがなされており、差押えの解除には本税・遅延税及びかかる経費が必要となります。こちらは国税になります。次に、補正の内容になります。抵当権の抹消と差押えの解除に必要な費用として、キャトル建物

の管理権限を有する破産管財人と、建物と土地との抵当権者である岩手県信用保証協会から示された額をもとに、関係地権者とも協議を行ってまいりました。結果として、建物と土地の抵当権の抹消に必要な費用が、8,700万円。キャトル本体の建物の差押え解除に必要な費用が700万円、合わせて9,400万円となります。また補正の前提としまして、上記予算額により、キャトルの破産手続に係る対象物件の権利を宮古市が取得することについて、関係者の内諾を得ているところです。3ページに示しました赤線で囲まれた範囲での再開発を考えた際、宮古市がイニシアティブをとり、宮古市民にとってよりよい計画としていくためには、キャトル宮古が所有していた建物4棟と、キャトル本体の店舗が位置する2筆の土地の権利取得が必要であると考えています。今後の予定としましては、権利取得に係る手続として、抵当権の抹消や契約を10月から12月に、また12月中には所有権移転登記を行い、年内には対象物件の権利取得を終えたいと考えています。次に開発計画についてです。具体的な計画内容はこれからになりますけれども、宮古駅直近という場所性から様々な都市機能を持つものになると考えています。例えば、商業、医療福祉、教育文化などの施設、また公園や広場を中心とした空間的な利用も考えられます。計画を具体化していくためには、開発計画の策定に必要な調査等を行うとともに、多様な方々との意見を伺いながら検討していくことになります。他自治体の事例からも具体的な計画の策定や実施に至るまでには相応の期間が必要になるものと思っています。また、具体的な計画が策定され、事業を実施する際には国庫補助事業等により支援を得ることとしております。資料についての説明は以上となります。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（橋本久夫君） はい。ただいま説明が終わりました。このことは8月29日の全員協議会でも報告をされておりますが、今回はその金額が提示されたものでございます。それを踏まえて、質問のある方、挙手をお願いしたいと思います。田中議員。

○20番（田中尚君） はい議長。今日説明をいただきました資料の2ページ、（3）、つまり補正予算ということの言及がございました。当然、今会期中ということになるかと思うんですが、この中の1抵当権の抹消、8,700万円という数字が示されております。またその下には、差押えの解除費用700万円、計9,400万円という数字が出ておりますが、この抵当権の抹消の8,700万円の数字の根拠はいかなるわけで、8,700万円なのかということについて、これを見た限りではちょっとわからないのでご説明をいただきます。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、お答えを申し上げます。この抵当権の抹消にかかる経費8,700万円につきましては、上の2番にも書いてございますけれども、代位弁済金、これは岩手県信用保証協会が代替で支払って立替えているというふうなご理解をいただければいいと思いますが、代位弁済金を支払っております。それが、債権と遅延損害金が毎日のように遅延損害金が発生するという状況。また実際には、この抵当権抹消につきましては土地の売買が伴います。そういたしますと、そこに所有の方に税金がかかってくるということもございまして、それらを合わせた額となっております。詳しいところはちょっと申し上げにくい部分もございまして、今申し上げましたような代位弁済金、そして各種の税金等を合わせたものでございます。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） はい今の藤島部長のお答えを伺いますと、要すれば代位弁済プラスアルファというふうなご説明をなさってますのでね。これが代位弁済そのものですということになれば、そうですかっていうことで終わるんですけども、今、プラスアルファの部分についてはなかなか説明いたしかねるという説明でしたのでちょっとそこはそこで、そういう答弁だったということで区切りをつけたいと思います。それから次の差し押

さへの解除、700万円の根拠はいかなる理由でしょうか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、この差押えの解除でございます。これは国税でございますが、消費税の滞納もございました。これに対しまして税務署のほうで差押えをしておったものでございます。これも遅延税が発生しておりますので、もう1日幾らという形で増加していくものでありますが、今般関係、破産管財人等々と協議をいたしまして、この解除費用について、この金額が出てきたということになります。令和3年に2回、令和3年8月、令和3年11月、令和4年2月、3期にわたる滞納でございます。なお、令和4年の4月5日には、破産手続が始まってございますので、それ以降はいわゆる国税等発生してないという状況でございます。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 図面の中のこれは何ページかな、略図のこの連絡棟の部分なんですけど、これは当然、私どももの市有地であります。市有地から駅前からの連絡通路を兼ねてキャトルの本体につなが建物が建っているわけですが、これはキャトルさんで整備したと。今回それも取得しようということで、いただいているんですが、当然ここは自己破産して以降、あるいはその前から、市のこの土地については、使用料の契約があったと思うんですよね。賃貸契約が。この滞納はどれぐらいになっていますか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、この滞納につきましては、約100万円ほどの滞納がございますけれども、これにつきましては破産管財人等とも協議いたしまして、いわゆる債務の中でも優先順位があるということで、使用料のほうは回収が難しいのではないかとされておりまして。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） そうしますと、あとは今国税の説明をいただきましたが、私ども宮古市の立場とすれば、当然固定資産税の言わばその課税客体になるわけでありまして、当然、市のほうの税金を滞納していると。先ほどは、国税を滞納解消するために予算をとって、市が権利を取得しようという説明だったんですけども、市の固定資産税つまり固定資産税に限らずもしかしたら、事業税もそうかもしれません、市税の滞納は幾らになっていますか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 市税滞納額は8月29日の議員全員協議会の際にご説明申し上げましたが、4月時点で約500万円ほどとなっております。こちらにつきましては、いわゆる今、立体駐車場の中に店舗が入っておりまして、その賃貸料のほうから少しずつではございますが、返していただいている状況でございます。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） そこで私の質問は最後になりますけれども、前回8月の全協でも指摘したとありますが、意見を述べた経過があるわけでありまして、いわゆるこの建物を買う場合に、通常の場合ですよ、その土地、底地である土地の値段、そこから建物の解体費、つまり不要な建物ですから、更地として使用することを前提に、不動産を購入する場合には差し引くこととなります。ここで今、8月もそうですし今回も、実際当局が説明しない数字が、調べてないからではないのかなと思うんですが、仮にこのキャトルの建物を解体するとなると、概算で幾らというのは全く押さえておりませんか。建物解体費用、それから立体駐車場、二つに分けてご説明いただきます。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい。解体費用の詳細は前回は申し上げましたとおり、これからの調査となりますけれども、一つの事例としまして、市役所本体の旧庁舎、分庁舎、合わせて4億数千万円かかっております。同じかどうかというのはわかりませんが、やはり億単位のものにはなるだろうと考えております。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） そこで前回の8月の折には同僚の洞口議員が指摘した部分なんですけど、この物件を取得するに当たって、債務超過物件じゃないのか。債務超過物件というのは、今おっしゃったように、底地である土地の値段、そこから建物の解体費を差っ引いちゃうと、お金を払うどころか、かえってもらおうようだ。相手から。そういう物件じゃないかっていう、私はずっとそういう考えを持っているんですよ。通常そういう場合には買手がつきません。だって買うもの以上に払う方が多い。そういうものを買う人はおりません。普通経済営む方は。そうなりますと今回、市の判断は、そういう非常にリスクの高い土地を9,400万円で購入します。なおかつ、あとは土地の再開発事業計画が認可されれば、この建物の解体費の2分の1プラスアルファ、これは国から補助金が期待出来ます。それにしても2分の1はさらには市の負担であると。実際に更地にして、土地として駅前再開発として使うようになるには、ざっと3億円、仮に5億円だとすると、撤去費が、これは宮古市の本庁舎と分庁舎の実績がございますので、ざっと4億7,000万円です。今回はその比じゃありません。建物面積とか、それからさらにはアスベスト等々ですね。今回以前と違まして、前のようにビシッとやって解体するだけだったら、私は1億円かそこらで済むと思うんですけども、リサイクル関係の法律がありまして、非常にコストがかかるような解体実態になっているということを伺いますし、それを体験したばかりなんです。我々宮古市の旧本庁舎、それから分庁舎、そこでざっと4億7,000万円かかっていますから。そうしますと、今物価も上がっていますので、私は仮に市の入札の結果、いやうちは4億円でもやってあげますよって言ったとしても、この土地は僅か900坪ありませんよ。昔だったら坪100万円だと言われたところでありまして。それでも9億円です。今はその比ではありません。いろんな意味で不動産の公示価格だとか路線価の値段だとか見ても、せいぜいよくばってみても50万円いけばいいほうかな。そうしますと、約900坪として4億5,000万円ですね。つまりマイナス物件だというふうなことでありますので、これから解体費を調査するとおっしゃっていますけども、そこは概算であれ全くつかんでなくて、2の権利の取得っていうことで協議に動くということは私の理解ではありませんね。つまり建物を解体してもなおかつ、それ以上にやっぱり余るような資産であれば、これはもう買う。仮にそこでプラマイゼロだったとしてもその後の、開発に伴う利益が大きい、様々な理由で場合によっては合理化されればあるかもしれませんが、ちょっとその辺のところは、解体費はこれから調査いたします。だけど、この値段で買います。抵当権解除と。この二つの費用でいきますというのを、ちょっと私にはわかには大賛成というふうにはいかないなという思いがしています。ただ、駅前再開発の必要性は認めますけれども、これもどのような計画が出るかによって、果たしてそれがいいのかどうなのか。市民の皆さんも賛成反対、いろんな意見をやっぱりお持ちになっていると思っておりますので、そこは慎重な上でやっぱり検討しなきゃないし、通常であれば、利用計画が定まってから土地を取得する。これが本来の地方公共団体の不動産取得の形態でありますので、今回はそれからいきますと、ウルトライレギュラーでありますので、ちょっとそこは慎重に今後の当局の作業等々も含めて、しっかりやっぱり情報を押さえた上で判断していきたいと、私はそう思っています。以上です。

○議長（橋本久夫君） 中嶋議員。

- 4番（中嶋勝司君） 共担目録持ってますか。ここのキャトルの共担目録。抵当権設定の、共同担保の目録。どことどこがその抵当権が設定されてますか。
- 議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。
- 都市整備部長（藤島裕久君） 抵当権につきましては、岩手県信用保証協会のみでございます。
- 4番（中嶋勝司君） いやいやそうじゃなく、物件が一つだけじゃないでしょ。筆があるんだもん。建物土地が、建物があつて土地がさらにその菅野さんのほうの。
- 議長（橋本久夫君） 改めて。都市整備部長。
- 都市整備部長（藤島裕久君） はい。共同担保のことですね。共同担保につきましては、資料の1ページにございますが、キャトル本体、土地は栄町5-1と5-2に対しての共同の抵当権となっております、抵当権者は岩手県信用保証協会となっております。
- 議長（橋本久夫君） 中嶋議員。
- 4番（中嶋勝司君） そうすると建物と土地が二つですか。それだけですか。
- 議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。
- 都市整備部長（藤島裕久君） はい、それだけといいますか、そういう設定となっております。
- 議長（橋本久夫君） 中嶋議員。
- 4番（中嶋勝司君） そうするとこの菅野さんのほうに建っている立体駐車場、これはどういうふうを取得するんですか。
- 議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。
- 都市整備部長（藤島裕久君） 立体駐車場も含めて1ページでいきますと、（1）の①ナンバーでいきますと1、2、3、4、4棟ございます。これは株式会社キャトル宮古の所有であったものでございますが現在、破産管財人が管理しておりますのでございます。破産管財人のほうと協議をいたしまして、今回のこの予算をもって、この建物4棟と、土地は5-1と5-2を宮古市の所有とするものでございます。
- 議長（橋本久夫君） 中嶋議員。
- 4番（中嶋勝司君） そのために、壊す費用も宮古市で持つということですか。
- 議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。
- 都市整備部長（藤島裕久君） 解体費用はこの今回の補正予算には含まれておりませんが、今後、開発計画を立てる中で、どういうものを整備していくかという中で、解体についても考えていきたいと考えております。
- 議長（橋本久夫君） 中嶋議員。
- 4番（中嶋勝司君） そうすると、建物が駐車場と本体キャトルと、そうすると抵当権はキャトルの名前でだけなつてると。それで、土地にも設定されていると。すると個人の坂本さんとか坂栄さんには抵当権はないということですか。
- 議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。
- 都市整備部長（藤島裕久君） 個人にないというか、その坂本さんと坂栄さんのご所有の土地に抵当権が設定されているという状況でございます。
- 議長（橋本久夫君） 中嶋議員。
- 4番（中嶋勝司君） そうすると、これを例えば取得して払った場合に、誰と誰にお金が行くことになります

か。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） この費用につきましては、2ページにございます。抵当権の抹消につきましては、土地の取引の8,700万円という総額の中から、岩手県信用保証協会に代位弁済金としてお支払いする分と、それから各種税金については、これは坂本さん個人と有限会社坂栄さんにかかってくる税金ですので、その分はそちらのほうにお支払いするという中身でございます。

○議長（橋本久夫君） 中嶋議員。

○4番（中嶋勝司君） そうするとこの700万円のうちから、個人にも払ってあげるといえることですか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 8,700万円のほうが、土地に係る部分でございますので、そちらのほうから代位弁済金と個人及び有限会社にかかる税金をお支払いいたします。700万円のほうは、これは国税の差押えの解除でございますので、これは税務署のほうに行くという流れになります。

○議長（橋本久夫君） 中嶋議員。

○4番（中嶋勝司君） そうすると市のほうの税金は免除して、いや払ってやるのは払ってやると、別個にということですか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 市税の滞納につきましては、今立体駐車場の1階に店舗が入っておりまして、そちらの使用料のほうから、少しずつではございますけれども、返納していただいているという状況です。

○議長（橋本久夫君） 中嶋議員。

○4番（中嶋勝司君） それは誰が取得してるんですか賃貸料は。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 市税についての差押えを立体駐車場の1階に入っている店舗の使用料を抑えますので、そちらのほうから少しずつ、返納していただいているという状況です。

○議長（橋本久夫君） 中嶋議員。

○4番（中嶋勝司君） そうすると負担つきの賃貸をやってるわけですね今ね。それ払うわけですね。市のほうに。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） そういう流れとなっております。

○議長（橋本久夫君） よろしいですか。中嶋議員。

○4番（中嶋勝司君） そうすると解体費は市でもって、土地とこれもやっぱり、あれですもんね。そうすると、なんか今田中議員さんがおっしゃったように何かちょっとこう、理解が出来ないんだけどね。

○議長（橋本久夫君） 桐田副市長。

○副市長（桐田教男君） 解体費というご懸念の状況ですけども、今回、破産して実態がなくなったキャトルの所有している建物、店舗本体と立体駐車場、それについては破産管財人が今管理をしているので、その破産管財人はその国税などの滞納分を、建物を処分して、そこから払える分を払うという状況だと認識しています。その権利を市が取得するというので、建物自体は市が所有することになりますが、それを解体するかどうするかということについては、今後のその再開発の計画の中でどのような形にすべきか、そして誰がどのように

解体するかということについては、今後の検討事項だと思っております。

○議長（橋本久夫君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 今回の件をどういうふうに説明すれば多分わかりやすいのかということで、ちょっと例がございますので、それを参考にしながら今回のケースを説明させていただきます。震災後の3月、22日でした。臨時市議会を開いて、浄土ヶ浜にあるターミナルビル、これの土地明渡し請求訴訟、当時浄土ヶ浜というのは、土地は市のもの。そして何でターミナルビルの明渡しを求めたかということ、当時岩手県北バスが外部資本支援に入りまして、バス事業、ホテル事業、観光船事業、これについては、そのホールディングが支援をすると。ところが浄土ヶ浜ターミナルビルについては全く一切そういう資本も何もしないと。したがってターミナルビル自体も破産手続に入るしかなかった。ところがそれが破産財団という最悪の形になりますと、土地は確かに宮古市の土地に建っておりますが、建物には誰も手をつけられない。そして破産財団の実態もよくわからない。宮古市にあって一番顕著なのが、潮吹グランドホテルということになるかと。そこで市は震災前からターミナルビルを解体するために取得をする。取得をしたいのではなくて解体をしたい。こういう意思のもとに震災前に様々手続を進めておりましたが、震災前から進めてきた浄土ヶ浜ターミナルビルの破産手続も既に震災前から開始されておまして、そこで東日本大震災の僅か11日後に、こういった財産取得その他訴訟を起こすためには議会の議決が必要になりますので、臨時市議会を開いて、そういう手続をしたということがございます。これは約半分の議員の皆さんはご承知かと思えます。今回は考え方は同じでございます。建物とか土地用地が欲しいということではなくて、今回のケースも、キャトル宮古という破産財団は、そのまま行ってしまいますと、誰もあの建物に関して手をつけられない状態になってしまう。それではもうまずいだろうということで、そこで市が解体できる権利を有するために、今回こういう形で共同担保の代位弁済、それから破産その他の手続を進めるためには、盛岡地裁、裁判所の最終的な判断が必要ですので、この700万円という金額につきましても、破産管財人である弁護士と協議をして、裁判所が認める、そういうぎりぎりの金額の中でやっております。したがって、様々ご意見、先ほどおっしゃった田中議員がおっしゃった部分のご意見というの、それはそのとおりでございますが、今回はそういった余裕が、今後のプランニングをしたり、そういった余裕が現時点でない中でこういう形で宮古市が建物を解体する権利を有して、後ほどのプランニングを考える。そういう形で一旦ちょっとした猶予、もう猶予期間を欲しいというのが今回の提案の実態的な内容でございます。したがって、なかなか藤島部長も答弁苦しいところではありますが、解体費の設計だとか、そういうところの具体的な数字を、現状で出してどうなるかという先ほど説明したとおり、再開発事業の実施主体、これすらまだ未定でございます。地権者の皆さんが全て同意をされるのか、再開発準備組合等で行くのか、それに対して国庫補助等がうまくつくのか。こういうのを現在、都市整備部では立地適正化計画の中で、様々な有識者の先生がたも交えてプランニングをしていく。そういったところでございますので、今回は解体の権利を宮古市が欲しいんだと。そういった1点で、こういう提案をしているということについてはご理解をいただきたいと思えます。それから先ほど、中島議員が共同担保で、若干ちょっと首をかしげてらっしゃいましたが、これはどういうことかといいますと、平成15年キャトルがオープンしたときに、キャトル自体が所有しているのは建物だけでございます。ところが、当時、市内の4金融機関、共同融資ということで融資をしている。実は私も今回こういう事態になって初めて知ったんですが、その共同融資、平成15年だと思いますけれども、それがそのまま債権として残っていた。その当時金融機関が、建物だけでは担保が足りないで、建物が建っている地権者、坂本さん、それから坂栄さん、差し入れてくれと。それがそのまま残っているために、

今のキャトル本体と土地が、一体の共同担保になっている。そういう事情がございます。

○議長（橋本久夫君） 中嶋議員。

○4番（中嶋勝司君） よくわかりました。そうだったはずだなと思って。わからなければわからないでいったんでしょうけど、早く取得したいのは、今部長さんおっしゃったように、そのとおりだと思います。ただ後は決まったらば早く段取りをして早くつくってもらったほうが、地域のため、市民のためになると思うので、1番早くいい方法で、金がかからない方法を考えてもらいたいと思います。どうも。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） 順不同で疑問に思うところをちゃんとしたいので、幾つか質問をいたします。今の解体の山崎部長の説明で、そこは理解もするし、了承するんですが、先ほど中嶋議員の質問に副市長が、解体に関しては今後の課題というふうに答弁したんですが、今後の課題というのはどういう意味ですか。

○議長（橋本久夫君） 桐田副市長。

○副市長（桐田教男君） 今後の課題という言葉遣いは誤解を招いたと思います。失礼しました。やり方、方法論はまだ確定しておりませんので、再開発計画の中でどのような実施主体、構成メンバーなどが決まっていく中で、それらが今後の課題という意味でございました。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） だと思います。今後の課題というと、やるもやらないもどういうふうにするかもまだ白紙だよとも聞こえたので、ちょっと確認の意味で聞きました。次に田中議員が先ほど聞いた点ですが、私もそれちょっと、確認しておきたいのは、県の保証協会が代わって極度額の範囲内でもう払っていると。それが数字上でも抵当権の抹消で8,700万円というのだと思うんですが、そこで、部長がこの今の代位弁済に関連した説明のときに、その土地の売買に関わる費用もあるというのは私も当然だと思うんです。そこで確認ですが、坂栄さんと坂本さんが持っている土地も売買すると。そうすると土地の所有者にしてみれば、土地譲渡税がかかりますよね。買うほうの市には不動産取得税がかかりますよね。この売手の所有者の払うべき譲渡税も市が税金を投入して保証協会が代わって弁済しているのに充てる。この中で、不動産譲渡税も払うという意味ですか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、実態として土地の取引になりますので、代位弁済金に加えて、坂本さん、坂栄さんが自分の持っている土地を売ることになりますので、後日税金がかかってまいります。それは今回の抵当権抹消のために必要な経費と考えておりまして、最終的にはそれは、一旦は坂本さんのところに入りますけれども、税金として支払うことになりますので、トータルでいうとプラスマイナスゼロになるという経費と考えております。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） いや、それはわかります。税金を投入しているんなことをやろうとするために、市民の間には様々な、こう色々な思いがあるんです。詳しくはまだ知らないと思うんでね。それなんで聞いてるだけです。やっぱり税金を投入する以上、みんな困っているわけですから、他の人も。やっぱりちゃんと説明が出来るように我々議会もちゃんとしないと、私は責任とれないと思っているんで、そういう意味で聞いてますから。そこでもう一つはこの700万円のほうね。これは先ほどの部長の説明だと、国税である消費税を滞納していると。遅延料も日々かかっているということだったんですが、キャトルが倒産してるから払う能力がないっていうのは分かるんですが、今後の競売物件でお金が生まれたら、その売却費で払ってもこれは全然、問題

ないというふうに私は思うんですが、今すぐ市がこれも含めて税金投入してやらなくても、ごく普通に破産管財人が軸になって、他の競売物件があるのかどうかわかりませんが、そういう競売が行われて、ある方がある物件を取得したので払うっていうのでは駄目なんですか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 今回の件につきましては、例えばどこかの建物だけ競売にというふうには考えておりません。それはやはり競売になりますとどういう方が取得なさるか、その後どうなるかというのは非常にわからなくなる状況がございます。そういったような中で例えば立体駐車場だけがずっと残るような形にするのはやはり好ましくないだろうという考えを持っておりまして、この差押えの解除につきましては、キャトルの国税の滞納に対するものでございますけれども、逆に言えばキャトル所有の建物、4棟全ての建物の権利を取得するために必要な経費と考えております。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） はい、わかりました。今部長が最後に言った、そういう流れの中で、例えば立体駐車場だけが残ったのでは、駅前再開発に支障が出るっていう趣旨のこともあわせて説明したんですが、その問題に関わっての質問です。前回は今回も概略図と面積等が記載された資料が載っているんですが、前回は私聞いたんですが、若竹会が取得している元セキカワ商店の建物と、その土地4-25、4-23、これを前回全協でちょっと私聞いたら部長が答弁したのはちゃんと覚えてんですが、確認のためにもう一度聞きますが、私は前回こう言ったんです。今後、駅前再開発計画を立てて粛々と事業を進めていこうとするときに、今回の市の計画には若竹の所有物には、買うとかそういうのが触れていないが、支障になるんじゃないの。だって一体として、立体駐車場も潰してやろうとするときに若竹会が持ってる建物だけがよきとあったんでは一体的に整備することにならないという意味で、これどうするんですかって聞いたら、そこはちょっと、記憶がはっきりしないので確認ですが、部長はそのうちにだったか、その時点になってそうなると思いますという答弁だったと記憶してんですが、間違っていれば訂正してほしいんですが、

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい。少し言葉が足りなかったかもしれませんが、若竹会さんにも私どもお会いしてお話をできております。旧セキカワ食品さんの建物、現在空き家状態で使用していないというお話でした。また今後も使う予定も実はないんだというようなお話も伺ってきております。したがって次にこの全体的な開発計画を考えるときには、旧セキカワ食品の建物の解体撤去もあわせて取り組んでいくことになると考えております。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） そうすると当然だと思うんですね。そうでないと整合性が全然取れない。そのうちにそうなると思うというふうに思うんですが、なぜ今回そうそういう提起になってないんですか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 今回の提案は現在進められております破産手続に関するものについて、市として権利を取得したいという内容でございます。開発計画全体を考える段階においてはまた、検討していくことになると思いますけれども、今回はそのキャトルに関する破産手続に対する対応ということでの提案となっております。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） そうしますと、今回の提案はあくまでも、抵当権が設定されているもの、差押えがされているもの、これを解除しないと開発計画をたてるにもたてられないので、取りあえずそういうのに限定してやるんだということだと思うんですね。ということは別な言い方をすれば、一定の時期が来たら、若竹会が持っている建物土地も含めて、これ当然、どういう協議になるか、今からはっきり予想は出来ませんが、どういう形になるかは別にして市が、結局、関与をして若竹さんの持っている物件についても、購入でないかなと思うんですが、そういう時期が来るというふうに理解していいわけですよね。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 購入とかということは今想定しているわけではなくて、我々は若竹会もそうですし、菅野さんもそうなんですけれども、市と一緒にあって、駅前の大事な場所についての再開発、逆に言えばどういう施設を整備するのが市にとって1番いいのかというのを考えていきたいと思いますというふうにお話を申し上げているところでございます。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） 部長はそういうのはわかります。いずれにしても、建物だけがほかは更地になったのにニョキっとあるっていうのは、よっぽどこの今残っているのを部分的に手直すことも含めて、元セキカワ商店の建物をね、そういう構想がはっきりしないと、これは邪魔になることはあっても、普通考えれば先ほど、今回提案になっているように、商業、医療、福祉、教育、文化、加えて広場・公園などの空間をつくる。大ざっぱですがこういう構想を打ち出す以上は、こういう建物が残っていたのでは、私はちょっとどうかなっていう思いがあるので聞きました。ただ、今、説明はわかりました。最後に、先ほど来、解体費のことを言っていますが、私も今日、一定の概算でも出るのかなと思っていたんですが、当面はいずれ何回も言いますが抵当権を解除する、差押えを解除する、それを先行してやるのが今の最大の急ぐ課題だという意味で、解体等については後でと。もっと別な言い方をすれば、駅前再開発の計画をつくる過程の中でというふうにも聞こえるんですが、相当先の話として受け止めているのかなと思うんですが、市民の関心の大きい一つはそこなんです。だって現実に目の前でね、本庁舎と分庁舎を解体したのをずっと見てきたわけですよ。前回言ったように、本庁舎と分庁舎を合わせて8,300平米ですよ。4億3,000万円かけたんですよ。知っている人は知っているんですよ。OBの皆さんも、今回は立体駐車場とキャトルで、1万3,000平米ですよ。だから、どんなに安く見積もってもという言い方は間違いかもしれませんが、旧庁舎分庁舎を解体したときの費用よりは、多くなることはあっても少なくなるんじゃないかとみんなが思っているんです。だけどそれも、再開発計画を煮詰めていく過程で、国からは2分の1、解体費のね、プラスアルファが見込めるんだというのが前回の答弁だったんで、それは私も聞かれば、そのとおり市民には答えています。それにしても、旧庁舎分庁舎の解体費くらいはかかると。低く見ても、半分は国が出すにしても、2億円前後の持ち出しが生まれるだろうというのはこれ誰が考えてもそう思うんですが、これは、やっぱりその再開発計画をいろんな団体と協議していく中でだとは思いますが、その時点まででないといけないものですか。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 現時点で、詳細の検討を行っているわけではございませんので、具体的な数字は申し上げかねますが、いずれ今後開発計画を検討していく中において、専門家の方にも入っていただきますし、さらに詳細の資料も見ながらやっていくこととなります。もちろん相当な額にはなるだろうとは考えておりますけれども、解体をすることが目的ではなくて、いかにさらに将来に向けて宮古市にとってよりよい施設

をどういうふうにつくっていくかっていうのが1番の目的になると考えておりますので、その中で支障となるものは整理していくというふうに考えております。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） 本当に最後にします。今日出された資料の2ページの5開発計画について（5）開発計画について具体的な計画の策定や、事業実施に至るまでには相当の期間を要すると思われる。相当の期間というのは、はっきりと言えるのと、言えないのとあると思うんですが、大体めどとしてこのぐらいっていうのはどう考えてますか。私の理解では、前回の全協で私が聞いたならば、部長が最後のほうに5秒ぐらいでしゃべったんでしょ。立地適正化計画に組み込みます。わたしここポイントだと思って聞いています。この立地適正化計画は私の理解ではどんなに早くても2年後だと思ってるんですがそれとの関わりで、この相当期間を要するっていうのをどういうふうに現時点では把握しているか、それを聞いて終わります。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、まず立地適正化計画につきましては、4年度5年度、今年度と来年度で策定いたします。その中には、開発計画を位置づけてまいりたいと考えております。しからばどれぐらいのスケジュールというか期間がかかるのかということにつきましては、もちろん今年とも言えませんが、ただ、事例がございます。来週オープンする盛岡のバスセンター、これは平成28年に閉鎖しております。平成28年に閉鎖して令和4年再オープンであります。6年ぐらいかかってます。今事業中の盛岡モナカっていうか、昔の中三、ナナック、これは令和元年に閉店いたしまして、新しい施設がオープンするのが令和6年と予定されております。全体的にはそれぐらいはかかるんじゃないかなと思われます。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） 今の質問の前に部長が、あくまでも現時点では解体が主目的ではないんだと言いましたね。解体が最終ではなくて、解体を通して再開発計画をして云々という意味だと思うんですが、私はこういう表現は別にこだわってはいませんが、市民の前ではやっぱり慎重に言うべきだと思いますよ。だって、解体費用が何ぼかかるか現時点で示せない。じゃあ、再開発計画って何。買物、医療、福祉、文化教育、広場、しかし具体像は示されていない。そういうもんで解体が主目的ではないんだって説明すればするほど、ちょっと違う反応が生まれると思うので、やっぱりここは市民の素朴な疑問、そういう市民の本当の意味での合意を得て、この事業が前に進む。我々会派の中でもいろいろ議論してますが、本当に市長が前回言ったように、皆さんが来て、買物も出来る、ちょっと風邪のような症状があるからちょっと中に診療所みたいなのがあるから寄っていくかとかね。本当の意味で市民が頼れるというか役に立つ、そういうものがちゃんと示されるのであれば、誰も反対しない、反対というか、反対もしないし懸念も生じないと思うんですが、現状ではそういうふうな回答が示されない中での補正を組もうとしているという点ではね、そういう意味で慎重であるべきだと。終わります。

○議長（橋本久夫君） 畠山議員。

○9番（畠山茂君） はい。私も先ほどの落合議員と似たような気持ちを持っています。市が説明している、この駅前を中心市街地の再開発、これは必要だというのはもう十分にわかります。このまま放置していれば、やはり、これもうまくないなというのも理解をいたします。ただ前回もちょっと言いましたけども、今回は、補正予算、取得費が9,400万円提案をされました。関係の皆さんから内諾を得たということですが、ただ、この5番の開発計画を見ると、はっきり言えば思いだけのような、もちろんさっきの説明で具体性はまだないという

思いだけなんですよね。県内の状況を見ると、この間も言ったとおり、一関市は旧NEC、議会でもいろいろ、市民との意見交換もしたり、花巻市も図書館をつくるのに、議会だったり市民との意見交換をして様々丁寧にやってきたわけです。でも今回は市のキャトルの取得はもう期間が、それこそもう年内だということで、ほんとに逼迫というか本当に期間がないなかで判断をしなきゃいけないというところはあるんでしょうけども、本当に、開発計画がきちっとしないままでいいのかなというのは、私個人は思いは持っています。お聞きしたいのは、この5番の、開発計画。今後のところで考えているとか、こういう、さっき言った思いの部分が主で、前の説明ですと、例えば新しい建物は、運営会社みたいなものをつくってやりたいというような説明もあったり、今回は国庫補助金、前回は2分の1補助金を使いたいというような話もありましたけれども、私が聞きたいのは、どれだけ本当に根拠があるというか、自信がある中身で、つまり国が2分の1、制度はこういう制度があつて、こういうふうな形で、大体、運用は可能なんだという自信があつての説明なのか、ある程度さっき言った思いで書いているのか、そこら辺のところさきとないと、はっきり言えば9月30日に予算提案をされるということですけども、その取得費を議会で認めるということはそれ以降の解体費から建設まで、白紙委任するような先が見えないものを白紙委任、もう当然そこは反対というのは多分いけないと思いますんで、取得を認めるというのはその先も認めるよというような思いで、やはり議会としてもこれを判断するべきだと私は思うので、どの程度の自信があつてこの5番の開発計画のところを書いているのか、説明できればと思います。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、確かに本来おっしゃるとおり、もう少し具体的な開発の計画内容があつて、それに伴って権利取得なり財産取得というのが通常の流れだと思いますし、本来はそうあるべきだと思います。ただ現在、破産手続中ということで、その手順が前後してしまっているということについては、本当はもう、そのように申し上げるしかないわけでございますけれども、5番の開発計画につきましては、具体的にはこれからでございますけれども、既にある意味、いろんな場所で市街地再開発事業というのは実施されております。先ほど申し上げましたバスセンターであれ、モナカであれ、そういうそのルールにのっとって計画づくりをして、国庫補助もいただきながら、これは計画段階からの補助も出ますので、そういったような制度に乗せていながら進めてまいりたいと、確かに順序はちょっと前後しておりますけれども、今回権利取得させていただいた上で、また計画内容につきましても、もちろん勝手に決めるということではなくて随時、適宜、議会の皆様にもご報告申し上げながら進めていきたいと考えております。

○議長（橋本久夫君） 畠山議員。

○9番（畠山茂君） はい。それ以上のものはなかなか出てこないと思います。この問題の進め方として、議長にもちょっと配慮いただきたいというのは、一つ私は聞いてて思うのは、当局と議員との質疑のやりとりはこのとおりでやっていいとは思いますが、議会基本条例にはそれこそ、議員間の討議をきちっとうたっています。このままいくと9月30日に補正予算が出されて、討論、賛成反対、白黒つけるというような形に多分この流れでいくと思うんですが、そこで私が思うのは、やはり市長は、予算提案権があるし、議会は議決権があります。双方、市民の皆さんにきちっと、もし予算が通った場合は、説明責任も出てきます。そういった中で、今の状況は先ほどちょっと言ったとおり、今回、抵当権の取得費を認めるということはある意味、その先の解体費、それから建設計画も白紙委任するような形になりますので、ぜひその前に全協なり議運にも諮ってもいいと思うんですが、やはり議員全員がいろいろ議員間で、このことについてきちっと、みんなが発言するような形で討論して丁寧な事の運び方をぜひ議長には配慮をしていただけないかなと私は考えますので、議長の配

慮、あるいは、議運なり、そこら辺は議長の配慮をぜひ、お願いして丁寧なこの事業についての配慮を願いたいということを意見として発言させていただきます。

○市長（山本正徳君） 議長。

○議長（橋本久夫君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ここでこの市がイニシアティブをとることとして、ここを取得するというのと、これから先の、だからといって、もうそこで認めれば全部これから先が全て認めるということではないと思うんです。これから先、いろんな、どんな開発をするのか、どのくらいの予算がかかるのか、様々なやはり議会での議決は必要なことがたくさん出てきます。ここの市の庁舎をつくる時もそうでした。様々、議論を戦わせてそして今のここに市庁舎を持つてくることになったわけでありまして、畠山茂議員が言うように、今回これで認めれば、もう白紙委任だというのは、ちょっと違うと私は思っていますし、これから先も様々なこの、駅前開発をするときは、議会の議員の皆さんと一緒に議論しながら進めていきたいと思えます。ただ、今ここでやる権利を取得しないと、これから先何も進まないんですよ。そして今私も市民の方々からたくさん意見聞くんですけど、市が関与してくれてよかったというのは、本当に議員の皆さんが言うように、市が関与してくれたと。だから市役所の駅前がちゃんと開発できるんだよね。大丈夫だよって言うふうなものを、私は市民の皆さんは期待しているんだと思えますので、ぜひ、我々がここを取得することが、やはり宮古市の駅前開発にぜひとも必要なことですので、その点をご理解いただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（橋本久夫君） 白石議員。

○6番（白石雅一君） すいません一つ、お伺いいたします。先ほど部長の答弁の中で、全体的な買い付け額がこれからということがありまして、前回、全協でこの件について説明していただいたときに、国の補助金の事業などをやるためには、市単独ではなくて、組合みたいなものをつくって、それぞれの方々、いくつかの集合体をつくるというお話をされていたと思うんですね。そうすると、その全体の地権者の皆さんの協議の中で話が進んでくるものだというふうに私は認識していたんですが、もう既に全体的に買い付けをしなければいけないという考えがもう生まれているということなのか、そこをお伺いします。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 現時点でその買い付け云々という話はない状況でございます、それぞれの皆さんと話し合いをして、一緒になって取り組んでいきたいと思いますという話をしていく状況でございます。

○議長（橋本久夫君） ほかに。田中議員。

○20番（田中尚君） はい。細かなことをちょっと聞いて恐縮ですが、今回私たちが説明受けております物件は、ここの5-1と5-2、そして現実的にはキャトルの附属施設としてつまり駐車場として使われております4-22、これは法人の名称になっておりますけども、378.12平方メートル、ここまでが今のキャトルの一体的な施設と私はそう理解してるんです。なおかつそれで足りなくて立体駐車場を菅野さんの用地にお借りしてつくったという経過ですよね。そうしますと、今回の物件は4-22が抜けてますけども、これは抜けた経過はどのように理解したらいいのか。ちょっとその辺もし今まで説明なかったんで、私の理解は一体施設だと思ってるんですよ。

○議長（橋本久夫君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 再三先ほど来、藤島部長が説明してます通り、今回はキャトル宮古の破産手続に係る土地建物に対してということになりますので、4-22は何の対象にもなっておりません。考え

方は若竹さんと同じでございます。したがって、今後の再開発計画の中では、若竹さんだけじゃなくてこの4-22を持っている有限会社坂栄さんも一つの地権者として入ってくるということで4-22が入っていないというのはそういう理由でございます。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） よくわかりました。理解したって意味ですよ。それで私は意見になりますけれども、今日説明いただいた中に、実際に市民から届いた声として紹介したいわけなんです、要すればこういうふうな説明がありました。広場や公園などの空間としての利用も考えられる。私の耳に届いているのは、まさかまた公園・広場じゃないでしょうね。宮古市は一体いくつ作るんですかというのがありましたので、今後の開発計画の中に、広場や公園ということは市民が納得しない説明ですよということを指摘したい。もう一つは、この隣は宮古市がこれまで説明している名称を見ますと、宮古市西駐車場なんです。もう一つは、東側のほうにも駐車場がありまして、実は駅前開発をにらんで、よく言えば宮古市は先行投資的にやたらと土地を買ってきてるんですよ。そうしますと、いい意味で私は仮にこれを前に進めるとすれば、宮古市はもう土地持ちですよ。めったやたらと土地を持って、広場や公園もつくって、さらにまた広場・公園。人口が3万5,000人そういう中で言ったらもう宮古市全体がある意味私に言わせると、巨大な広場ですよ。ちょっと乱暴な言い方になりますけれどもね。人がいなくなるという点からいきますと、そういったこともしっかり押さえて、私は今宮古市は、東駐車場、西駐車場、幸いなことに利用目的がなくて取得した駅前の用地でありますけれども、駐車場にしてもらい稼いだんですよ。多分購入した資金分はもう稼ぎ出してると思います。これ私の勝手な想像なんです。したがって、今回の計画のポイントは、駅前再開発、なおかつメインになるのは、テナントビル再開発ビル、これがうまく機能して、本当の意味で市民の皆さんの要望、需要に合うかどうか。ここが問われるわけですが、私の予感ではなかなか難しい事業だなと思います。ただ、喜んでいる声は、やっぱり医療施設が欲しいという声があるんですね、根拠があるんですよ。昔宮古病院があったんだもん。あの真ん前に。今は駐車場になってますけれどもね。そういった意味からすると、市長が8月の全協でお話をいたしました病院という表現いたしましたよね。これすぐわたし市民に伝えたんですよ。皆さん大歓迎ですよ。場合によったら、「なに、宮古病院が来るのですか。」と随分勝手な話をする方もいましてね。それならなお大賛成だと。土地が狭いです、残念ながらそれですとね。そういう経過もありますので、そこはやっぱり宮古市の駅前という一つ非常に大事な場所でありまして、内容的には都市再開発事業ですから、これはなかなか説明いただいたように時間もかかるし、そういった意味からするとしっかりと、市民の期待にそぐわないように取り組む必要があるということだけは申し述べて終わります。

○議長（橋本久夫君） 他に。洞口議員。

○12番（洞口昇一君） 私は簡単な質問を二つほどしたいと思います。一つは市長含めて皆さんから答弁いただいたと思うんですが、この赤い区域に含まれている地権者、建物所有者も含めて、その人たちの間では、今後の方向性について、市が取得する建物の解体も含めてね、その方向性については合意はもう出来ていると理解してよろしいんですね。

○議長（橋本久夫君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい。29日にも申し上げたと思いますが、関係する皆様、それぞれお会いしまして、一体的に市が主体となりながら、皆さんと協力のもとに一体的に進めていくということについては、ご同意をいただいております。

- 議長（橋本久夫君） 洞口議員。
- 12番（洞口昇一君） その点については、予想どおりの答弁をいただいたんですが、二つ目に今回市がこの計画どおり進んだ場合、放棄する債権というのはどれぐらいになりますか。
- 議長（橋本久夫君） もう一度質問をお願いします。わかりやすく。
- 12番（洞口昇一君） 放棄。要するに、固定資産税と土地の使用料。固定資産税が500万円ぐらいまだ集めてないのがあるのを、それを、立体駐車場の入居者の賃料から少しずつ補填していくという答弁ございましたよね。それからもう一つ、その連絡橋の土地使用料100万円ほどね。これはちょっと無理だろうというようなお話あったんだけど、合計してどのぐらいになります。市が放棄する債権は。
- 議長（橋本久夫君） 若江総務部長。
- 総務部長（若江清隆君） 市の債権額ですけれども、先ほど都市整備部長の答弁にございましたけれども固定資産税、あるいは先ほどの駅前駐車場の使用料、あるいは上下水道の使用料、これを合わせて4月の破産開始の決定を受けた時点で届けたのは、全部合わせて520万円ほどということで届けを行っております。その後、先ほど言いましたように賃借料を差押えて、入れていただいている分がございますが、そういう部分で増減はしてまいります。
- 議長（橋本久夫君） それではほか質問ございませんか。ないようですのでこれで質疑を終わります。説明員は退席願います。

〔説明委員退席〕

- 議長（橋本久夫君） 予定していた案件を全て終了いたしました。

○

## その他

- 議長（橋本久夫君） その他に移りますが、皆様から何かございますでしょうか。畠山議員。
- 9番（畠山茂君） はい。先ほどの件で、議長に配慮をというお話をしたんですが、ぜひ先ほど言ったとおり、市長はお願いをしましたが、これからも確かに議会として関与は、もちろんそのとおり議決をそのたびにしていかなきゃいけないので、対応はしていかなければならないんですが、ただ言ったとおり、今回、取得費を議会で認めるということは、ある意味もう、これからの計画は、認めるに等しいことだと私は思いますので、ここは、賛成反対ではなくて、きちっとやっぱりせっかく皆さんいるので、私は最近、議会で議員間討論が余りにもないなど。議会基本条例ではちゃんとうたっているんで、せっかくこういうお金がかかる大事なことで、ぜひそういう場をこの後でもいいし、今回、議運で諮ってもらって、27、28日の予算特別委員会の後でもいいのでそういう場を設けていただいたらという配慮を議長にお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。
- 議長（橋本久夫君） ただいまのご意見でございますが、議員間討議は大事なことだと思っております。このことについてはまず議運で協議をさせていただきながら、皆さんと、その在り方については、協議していきたいなと思います。よろしいでしょうか。はい。それでは、はい。
- 9番（畠山茂君） 畠山議員。あとは違うことで思ってる事がちょっと二つほどあったので、ちょっと発言をさせていただきます。一つは、4月の改選以降、思ってるんですが、常任委員会が開催ずっとされてるんですが、大変議員の傍聴が最近少ないと感じています。この間の教民の常任委員会的时候には、ワクチン接種の関係の説明があったんですが、私1人ということもありました。以前だとそういうことは確かなかった。必ず何人かは傍聴していたので、ぜひあの平成30年から、宮古市議会は議会改革ということで、通年議会を採用して

おります。1年間、議会が開かれているわけで、ぜひ、傍聴は義務ではありませんが、努力義務ということで都合がつけば、やっぱり参加をしていただきたいなと思ってたので、そこは私の思いとして発言をさせていただきます。あともう一つ、感じているのは根本的なところは同じなんですけど、予算、決算も、主に補正予算ですけど、補正予算とか条例改正のときに、よく当局のやはり質疑のやりとりの時にあるんですが、当局がいつの常任委員会でも説明をしましたけどという前置きを置いて、説明するときがあります。これも根本的なところは同じで、本当は常任委員会に皆さんが参加をしていれば、そこで今回もそうですけど、28日の補正予算のところでも、いろいろ前に常任委員会で説明した案件が補正予算でいろいろ出てきます。そこでやりとりしたことを、また補正予算の委員会の中で質疑が、最近散見されているなとよく感じていますので、その部分はやはり常任委員会は各党派で配慮したり、されていますし、あるいは同僚議員にどういうことがあったのと聞けばいいことなので、そういったことを含めて、その中で聞いた中でやっぱり、これおかしいとか、聞きたいなというのはそれももちろん質問は、発言は、遮りませんが、そういった簡単な、本当に議会での議会運営の効率化という意味では、そういったところが散見されるので、そこはやはりお互いに気をつけてやっていけばいいんじゃないかなということを最近こう見て感じていましたので、発言をさせていただきました。はい。議長よろしくお願ひいたします。

- 議長（橋本久夫君） 今畠議員からそのようなご意見がございました。今の情報共有については各党派制度をとっておりますので、その中で各常任委員会に出しておりますので、常に連絡をとり合いながら、情報共有はまず皆さんで心がけていただきたいと思います。

加えて、私のほうからもお願ひがございます。今の傍聴とはちょっと直接は関係はございませんが、本定例会を振り返るに当たり、欠席のことがちょっと目についております。このことについては、先般の災害対策調整会議の中で、会派の代表者も出席しておりましたのでその席ではお話をさせていただきましたが、改めて議員が全員出席している機会がないので改めてここで、会期も終了になってきますが皆様に確認をさせていただきたいと思います。まず、議会の招集に応じて登庁することは議員の公務でございます。このことによって、理由のない欠席は認められておりません。やむを得ずに欠席する場合、会議規則第2条の規定によって、事前に欠席届を提出すること。その際に、欠席のやむを得ない理由について、同条を参考にして、誤解のないように明らかにしていただきたいと思います。欠席の届出は書面が基本ではございますが、緊急の場合は、電話連絡でもやむを得ないものとしたしております。ただしその場合でも、後日速やかに書面を提出していただきたいと思っておりますので、皆さんこのことを改めて認識していただきながら、公務優先ということを当然のことのように捉えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それから、なお会議の予定とか様々なスケジュールがございます。それについては、タブレットにカレンダーで示されておりますので、ぜひアプリを確認して、定期的にチェックすること。それを心がけていただきたいと思います。それでも不慮の事態とか事故が起きる場合も考えられますので、常に連絡ができる体制の維持をしていただきたいなと思っておりますので、ぜひ皆さんその辺は心がけていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。このことについて、落合議員。

- 18番（落合久三君） 畠議員が先ほど言った、ついこの前の教育民生常任委員会の決算審査じゃなく、三、四日前にありましたね。あのときは私は傍聴しませんでした。ただ、今議長が言った、私個人のことで言えば本会議自分の所属の常任委員会は、遅れたことはないような気がするけどもあったかもしれませんが、基本的にずっと出席しているつもりですが、議長が言ったのはとても重大な問題だなと私も思ひます。ただ、一般的

にお互いに気をつけましょうっていうのはいいんですが、どうせこうせ私はそれでは甘いと思います。私も率直に言って見聞きして、聞くと、いや理由がわかりませんと。今日本会議に欠席している誰だれ議員はね、理由が今日もわかりません。今日もわかりません。とんでもない話だと思いますよ。私はそういう場合には、ちゃんと本人に、議長ないしは副議長、やっぱりそういうのもちゃんとやるべきだと思うんですがやっていると思うんですが、そういうのもあわせて、簡潔でも報告してもらわないと。当たり前のように参加している人も含めて一緒にたにお互いに気付きましょうというのはちょっとおかしいと思うんですが、どうですか。

○議長（橋本久夫君） 今まず今回欠席してる方々はまずそれなりの理由がございます。この欠席は当然病気とかです。冠婚葬祭とかそういった認められるものは、当然受理しております。ただその理由が明確でないものがあってはやっぱり困るということでございますので、そこを改めて認識、コロナだから欠席するのはやむを得ない。それはコロナでも出て来いとは当然言えないので、それはそれで明らかな理由がございますので、その理由が説明責任がつくものであれば当然市民が納得できるものであれば、当然、欠席届を出していただいてもそれはいいと思いますので、そののところが判断していただきたいと思います。先にまず落合議員。

○18番（落合久三君） 最後にしますが、議長がそうやってこういう場で言うということは、1人2人じゃなく、そういう人がいっぱいいるかのようにもちょっと思うんでね。本当にそういうのが2人も3人も4人もいるっていうんであれば、やっぱりいい意味で、相互点検をやってでもね、やっぱり改めるようにすべきだという思いがあるんで聞いたんですがいっぱいあるんですか。

○議長（橋本久夫君） いっぱいはございませんが、だんだんにそういうことも新たな議員さんもおりますので、何ていうんですかねその、それに慣れないようにするためにも、ちゃんと自分たちが自覚を持っていただきたいということを改めて、ここで、皆さんにお願いしたところでございます。特にこのコロナ禍で、本当に濃厚接触者になった場合とかっていう方も見受けられて、やはり点々とね欠席するのがあるために、それはそれで、正当な理由でございますが、それを理由にして、明確な理由がないままに休んではやっぱり困りますよということを改めて皆さんに認識していただきたいということでございます。田中議員。

○20番（田中尚君） 言うまでもないことでありますけれども、我々は議会基本条例を制定しております。条例でありますから、当然条例に従って行動するのは当たり前話なんです、あえて、そこをある意味深める意味で、今の問題に関して言いますと、議長が会議の開催に当たって、本日の出席者は何名です。定数で成立してるから始めますって言いますけれども、そのときに、事前に欠席される方の報告が来る形になってますから、本日の欠席者はこれこれこういう理由で、何名の方が欠席ですということで報告をすれば、私は問題ないと思うんですがね。今の段階でほとんどそういうことはしてません。私が所属しておりますはまゆりもそうでしたし、必要な定足数に満たしておりますので、会議は成立しております。これより会議を始めますってことでね。何か欠席しても問題にしないような、そもそも報告をしないような形になってますんで、そこは、会議の始まる冒頭に、定足数を満たしている状況もお話をしながらおかつ、欠席されてる方は、これこれこういうわけで、本日は欠席しております。何名ですということは、今後生かすことによって、より私たちには公務だからしっかり出席しようねという意識が芽生えるのではないのかなと思って、もし可能であれば、そういう報告を期待したいと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君） そのことについては、今後議運の中で協議していただいて確認してから、そのような取扱いも考えられるということを協議していきたいなと思っております。工藤議員。

○15番（工藤小百合君） 今日はその他で、皆さんから貴重なご意見いただきまして本当にありがとうございます。

す。これは議運の中で、これから皆さんの貴重な意見は、これから一つ一つ精査しながら、正しい議会の在り方として一生懸命取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（橋本久夫君） そのほか皆様のほうから、なければ、すいませんちょっとお待ちください。事務局のほうからございます。

○議会事務次長（前川克寿君） はい。それでは、事務局から二つほど、事務連絡ということでお伝えしたいと思います。まず一つですけれども、特別委員会の進捗状況というか、委員長、副委員長と事務局やりとりをさせていただいておりましたので、ご報告したいと思います。議員定数等の特別委員会ということで、今、事務局で議論の基礎になるための資料を準備をしております。17年度以降の今の形の宮古市になって以降の議員定数の推移であるとか、報酬額の推移、あと県内の都市の定数報酬の状況を比較したものであるとか、あと議員報酬に関して、定数を市議会の活動をちゃんと見えるように軽量的に把握して、時間がふえているだとか、そういったものを把握した上で、単価というのも変ですけれども、報酬に反映させようみたいな議論もありますので、そういった活動量の測定などもまとめておまして、それが出来次第、特別委員会の委員長にお願いをして、今週で9月定例会終わってしまいますけれども、10月にはできるだけ早い段階で特別委員会を開いていただきたいということで、特別委員会委員長と副委員長とお話をさせていただいておりましたので、委員の皆様も、そろそろかなと思っていますので、準備が出来ましたら、即座にご案内したいと思いますので、10月にはそういったものがあるということでちょっとスケジュールのほう、ご配慮をお願いしたいと思います。もう一つお知らせですけれども、11月にある議員研修のお知らせですけども、先日タブレットのメールで、4年11月11日の盛岡グランドホテルで行われる議員研修のお知らせということで、出欠も含みましてご案内をしておりました。こちらのほうお返事が10月6日までということで、まだ間はあるんですけども、お返事の集まり具合がまだよろしくないということで、まずメールのリンクから直接ロゴフォームというアンケートのフォームから返事ができるものがまず一つ手段としてご案内しております。あとそちらが難しいという方は、事務局に口頭でのご報告でも結構ですので、報告をお願いしたいと思います。以上事務局のほうからご連絡いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（橋本久夫君） 以上でございます。それでは、これをもって議員全員協議会を閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時30分 閉会

○

宮古市議会議長 橋本久夫